

令和5年度 第12回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和 6 年 3 月 2 6 日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎 3 階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和 6 年 3 月 2 6 日 午後 1 時 3 0 分 開 会 同 日 午後 2 時 3 0 分 閉 会 議 長 伊田 由夫		
議 長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			【農業委員】 定員 10名 出席 10名 欠席 0名 【農地利用最適化推進委員】 定員 8名 出席 8名 欠席 0名
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要	
1	小 林 勇	出 席	推 1	千 代 間 功	出 席	
2	田 島 克 美	出 席	推 2	秋 庭 諭	出 席	
3	宮 澤 義 和	出 席	推 3	笹 野 正 人	出 席	
4	笹 野 英 三	出 席	推 4	金 子 隆 一	出 席	
5	大 澤 明 子	出 席	推 5	大 室 禎 三	出 席	
6	伊 田 由 夫	出 席	推 6	吉 田 克 之	出 席	
7	松 本 眞 一	出 席	推 7	篠 田 邦 広	出 席	
8	小 宮 一 博	出 席	推 8	赤 間 恵 美	出 席	
9	福 田 實	出 席				
10	瀬 戸 直 行	出 席				

出 頭 者			
事 務 局	事務局長 関根正徳	事務局農地係長 吉澤 和巳（説明）	事務局 柴生田 卓（書記）
説 明 者	8 番 小宮委員		
開会 午後 1 時 3 0 分	事務局長	開会	
	会 長	あいさつ	
	議 長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員 1 0 名、欠席委員 0 名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員 8 名、欠席委員 0 名。	
議事録署名人の指名	議 長	議事録署名人に、1 番 小林委員、2 番 田島委員を指名する。	
議案上程	議 長	第 1 号から第 2 号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1 時 3 5 分	事 務 局	1) 第 1 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第 1 番の案件については、申請人が宅地の進入路として使用していたが農地のままであり、今後とも必要であることから転用したいとする申請です。 2) 第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。 今回の計画（案）については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地 4 筆、6, 9 3 6 m²について配分を行うものです。 詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。	
区委員会付託 午後 1 時 4 0 分	議 長	事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。	

再開 午後 1時50分	議 長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第1号議案第1番を北地区が報告願います。 8番 小宮委員 北地区の案件について報告する。 北地区の案件につきましては、3月23日の午後4時00分から担当委員5名で現地確認を行いました。 第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、この案件は、従前より住宅の進入路として利用していた土地が農地のままのため追認するもので、過去の航空写真でも確認でき関係書類等が添付されていることから、北地区の担当委員としては問題ないと判断します。
採決 午後 2時00分	議 長 報告が終わり、質疑を開始する。 議 長 質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。
報告事項 午後 2時05分	議 長 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 事 務 局 1) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） ・地目変更 1番 下細谷地内 1筆 402㎡ ・所有権移転 2番 東野地内 1筆 257㎡
その他 午後 2時10分	議 長 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 その他について、事務局に説明を求める。 事 務 局 その他について、資料に基づき説明する。

質疑 午後 2時20分 閉会 午後 2時30分	議題Ⅰ（農地所有適格法人の事業の状況について） その他 1）令和5年度農業委員会クラブ費収支決算・監査報告について 2）令和6年度最適化活動の目標の設定等について 3）農地等の利用の最適化の推進に関する指針について 4）令和7年度県農地利用の最適化施策に対する意見について 5）腕章・名札・ベスト・帽子・委員章について 6）全国農業新聞の普及資材について 議長 その他が終わり、質疑を開始する。 9番 福田委員 議題1の農地所有適格法人について、町内の法人と町外の法人があるが、農地所有適格法人の要件の確認方法について同じように確認されているか。 事務局 町内の法人と町外の法人の要件確認方法について、要件について十分な確認をしておりますが、同等の内容が確認できるように調査を行ってまいります。 9番 福田委員 資料3吉見町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、資料3の4ページの④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱いについて、ここに記載されている制度とはどのようなものか。 事務局 農業委員会が必要な調査を行い、所有者が不明であることが確認され、所有者不明であることの公示を2か月間行い、所有者がわからなかった場合、農地中間管理機構へ通知をし、機構が通知を受けた日から4か月以内に都道府県知事に裁定の申請を行い、申請を受けた都道府県知事が当該農地の情報を公告し、意見書の提出期間を設け、その後利用権を設定すべき裁定を行い、これを公告すると機構への利用権設定が可能となる制度です。 議長 質疑が終わり、閉会する。
---	--

その他特に重要と認める事項

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 6 年 3 月 29 日

議 長

伊田由天 

署名委員

小科 第 

署名委員

田島克美 